

フェニックス 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、フェニックスと称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を代表宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、地域の社会体育活動において、サッカーを通じて相互チーム、メンバー間の親睦と所属サッカー協会の発展・向上に寄与する事を目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- I . 地域サッカー協会の加盟（豊橋市）
- II . 市内リーグ戦の参加
- III . 地域外チームとの交流ならびに親善試合
- IV . その他本会の目的を達成するために必要な活動

(運営の原則)

第5条 本会は、特定の個人・法人及びその他の団体の利益を目的としてその活動を行わない。

第2章 会員

(会員の資格)

第6条 本会は、豊橋市サッカー協会で定める資格を得た者で本会入会手続きを完了した者で構成される。

(会員の特権)

第7条 会員は、この会則に別に定めるもののほか、本会の目的達成に必要な全ての活動に参加する権利を平等に有する。

(会員の義務)

第8条 会員は、この会則その他の規定を遵守し、本会の目的達成に必要な義務を負う。

(入会)

第9条 入会に必要な情報を代表に提出し、承認を得る。

(会費)

第10条 会員は会費として毎年¥5,000を納めなければならない。また、会費として受け取る時に、代表は会員に対して領収書もしくは受領証明書の作成を怠ってはならない。

第11条 会費の内訳は次のとおりとする。

- I . チーム登録費
- II . 主審、線審、役員報酬
- III . 親睦会費の一部
- IV . 各種備品

(会費の返金)

第12条 納入された会費は、途中退会など如何なる場合にも返金しないものとする。

(会員資格の喪失)

- 第13条 会員は、次の事項に1つでも該当する場合、その資格を失う。
- I. 次年度会費を期限までに提出しなかった者
 - II. 本会会員として規律を乱すような行為をした者及び1年間の無断欠席をした者は、役員会において審議し資格の喪失が適当と判断した場合

(権利の喪失)

- 第14条 退会した者は、会員としての一切の権利を失い、付与している備品の全てを代表に返却する。

第3章 役員

(役員の種類及び定款)

- 第15条 本会は、次の役員を置く。
- | | |
|---------------|----|
| I. 代表 | 1名 |
| II. 監督 | 1名 |
| III. キャプテン | 1名 |
| IV. 幹事(財務担当) | 1名 |
| V. 幹事(広報担当) | 1名 |
| VI. 幹事(人事担当) | 1名 |
| VII. 幹事(若手担当) | 1名 |

(役員資格及び選任)

- 第16条 役員は、本会の会員である事を要し、総会において選任する。

(役員職務)

- 第17条 役員職務は、次のとおりとする。
- I. 代表は、サッカー協会及びその関連団体に対して、本会を代表して本会の活動を推進する。
 - II. 監督は、サッカーの指導を通じ、本会の活動を推進する。
 - III. キャプテンは、試合中の総括をし、本会の目的を推進する。
 - IV. 幹事は、各担当職務において本会の運営を推進する。

(役員任期)

- 第18条
- 第1項 代表及び監督並びに幹事の任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。
 - 第2項 補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

(役員辞任及び解任)

- 第19条
- 第1項 本会役員としてふさわしくない場合は、解任する事が出来る。
 - 第2項 役員解任は、総会において審議し3分の2以上の同意を得なければならない。

第4章 総会

(総会の構成)

- 第20条 本会の総会は、会員をもって構成する。

(総会の種類)

- 第21条 本会の総会は、毎年3月に開催する定時総会と、代表が必要と認めた時に開催する臨時総会とする。

(総会の招集)
第22条

第1項 総会は代表が召集する。

第2項 総会の招集は会議の目的である事項、日時および場所を開催日の5日前迄に通知しなければならない。

(総会の議長)
第23条

総会の議長は、代表がこれを有する。

(総会の議決)
第24条

総会は会員の3分の2以上の出席により成立し、その議事はこの会則に別に定めるものの他に、出席した会員の過半数の同意をもってこれに決する。但し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(書面表決等)
第25条

やむを得ない理由の為、総会に出席出来ない会員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任する事が出来る。この場合において前条の規定の適用については出席したものとみなす。

(表決権)
第26条

会員はそれぞれ1個の表決権を有する。

(総会の議決事項)
第27条

総会はこの会則に別に定めるものの他に次に掲げる事項を議決する。

- I . 事業計画及び収支予算の決定及び変更
- II . 事業報告および収支決算の承認
- III . その他この会の運営に関する重要な事項

(総会の議決事項の通知)
第28条

代表は総会終了後、遅滞なくその議決事項を会員に通知しなければならない。

(総会の議事録)
第29条

総会の議事については、議事録を作成する必要はない。

第5章 会 計

(資産の構成)
第30条

本会の経費は、次に掲げるものをもって構成する。

- I . 入会金
- II . 会費
- III . 寄付金
- IV . その他の収入

(資産の管理)
第31条

本会の資産は代表が管理する。

(経費の収支)
第32条

本会の経費は、資産をもってこれに充てる。

(会計年度)
第33条

本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。引継ぎについては、総会をもって行うものとする。

(会計書類等)

第34条

代表は毎年会計年度終了とともに次の書類を作成し、定時総会に提出しその承認を得なければならない。

- I . 事業報告書
- II . 会計報告書

第6章 報 酬

(報酬の支給)

第35条

会員は、次に掲げる事項を達成する事で審判報酬金を支給する。

- I . 前後の試合の主審 (1試合につき) ￥2,000
- II . 前後の試合の線審 (1試合につき) ￥1,000
- III . 前後の試合の役員 (1試合につき) ￥500

(報酬の立替)

第36条

会員は、報酬を受け取る代わりに次年度の会費に充てる事が出来る。

(報酬の支払不能)

第37条

当年度の会費が赤字となる場合、前条の報酬を取りやめる事が出来る。

第7章 雑 則

(保険)

第38条

会員は、入会と同時にスポーツ安全保険に加入する。

(安全管理)

第39条

会員の安全管理には万全を期すが、本会活動の範囲内で事故があった場合は保険の範囲で治療費等を支弁する。

(規約改正)

第40条

第1項

本規約は、全会員の3分の2以上の同意を得なければ改正出来ない。

第2項

本規約は、臨時総会において3分の2以上の同意を得なければ改正出来ない。

(規程等)

第41条

この会則に定めるものの他、この会の運営上必要な事項は代表の定めるところによる。

第8章 付 則

(付則)

第42条

本規約は、西暦2016年度リーグより適用する。

(改正履歴)

第43条

作成 西暦2016年 8月21日
改正 西暦2016年10月17日